

# 八丁平湿原環境保全・再生業務受託候補者選定委員会設置要綱

令和7年5月27日制定

## (設置)

第1条 八丁平湿原環境保全・再生業務（以下「業務」という。）の委託に際し、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、八丁平湿原環境保全・再生業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産業観光局農林振興室長
- (2) 産業観光局農林振興室森林政策担当部長
- (3) 産業観光局農林振興室森林政策課長
- (4) 産業観光局農林振興室林業振興課長
- (5) 環境政策局環境企画部生物多様性・環境創造担当課長

## (審査事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 別に定める審査基準による受託候補者の決定に関する事項
- (2) その他必要な事項

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、産業観光局農林振興室長とする。
- 3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

## (委員の責務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、京都市が公表した情報については、この限りではない。

## (事務局)

第7条 委員会に係る庶務は、産業観光局農林振興室が担当する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

## 附 則（令和7年5月27日制定）

この要綱は、決定の日から施行する。